

(仮称)町田市中学校給食センター(鶴川エリア)リース事業  
 < 2022年11月15日再公募の募集要項に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	募集要項	1	1	(1)	⑤	事業期間	リース準備期間は2024年11月17日まで、賃貸借契約期間は2024年11月18日から記載がありますが、2024年11月17日は休日のため、2024年11月15日(金)施設引渡し、2024年11月16日(土)から賃貸借期間と考えてよろしいでしょうか。	賃貸借契約書(案)第6条の規定に基づき、2024年11月17日までに施設を使用可能な状態で引き渡してください。 賃貸借契約期間の始期は開業準備業務の開始日である2024年11月18日とします。
2	募集要項	1	1	(1)	⑤	事業期間	リース準備期間が短いため、契約と同時に庁内関係部署及び関係公署への各種条例の届出を行う必要があります。 提案したプランに対し、庁内関係部署の承認が遅延する場合は、契約工期変更等の対応が可能と考えてよろしいでしょうか。	関係例規等の内容を十分に踏まえ、優先交渉権者決定後に庁内関係部署等との協議が円滑に進む施設計画を提案してください。 その上で、当該協議においてやむをえず工期の延長を要する事態が生じた場合については、市と事業者で対応を協議するものとします。
3	募集要項	1	1	(1)	⑤	事業期間	敷地は48条の許可が必要となりますが、建築審査会にて同意が得られるための庁内の調整済と考えてよろしいでしょうか。 また、建築審査会にて同意が得られない場合は、契約工期変更等の対応が可能と考えてよろしいでしょうか。	仕様書において、建築基準法第48条ただし書き許可において要請される周辺配慮に係る一般的事項については規定しています。これらを十分に踏まえ、円滑な手続が進むような施設計画を提案してください。 なお、建築審査会の同意が得られない場合、当然のことながら建築できませんので、事業は中止又は延期となるものと解します。
4	募集要項	1	1	(1)	⑪	事業期間終了時の措置	事業期間終了後、本施設を貴市に譲渡する際は、現状引渡でよろしいでしょうか。	仕様書2(3)⑧及び賃貸借契約書(案)第17条に示すとおりです。
5	募集要項	14	5	(1)	3)	賃貸借契約の締結	債務負担行為の変更に伴い契約締結が遅延した場合、遅延した期間については契約工期変更等の対応が可能と考えてよろしいでしょうか。	契約締結に遅延が生じた場合については、市と事業者で協議を行い対応を決定することとします。
6	募集要項	16	6	(3)	7)	移設・撤去の範囲	「既存設備・資機材の移設・撤去に係る費用は事業者負担とする」とありますが、仕様書P23では「移設・撤去の範囲及び費用負担については、協議を行い決定する」と変更になっています。 変更後の仕様書を正とし、「移設・撤去の範囲及び費用負担については、協議を行い決定する」という認識でよろしいでしょうか。	仕様書2(2)⑭2)の記載を正とします。 上記に際して、募集要項を修正します。

(仮称)町田市中学校給食センター(鶴川エリア)リース事業  
 <2022年11月15日再公募の仕様書に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	仕様書	10	2	(1)	⑤	東京都福祉のまちづくり条例	本施設は給食センターの用途ですが、町田市設置の施設のため、公道との接道部から勾配1/12以下の移動等円滑化経路が必要でしょうか。	町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づき、300㎡以上の工場(工業施設)は移動等円滑化経路等の整備対象です。「町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準等マニュアル(建築物・共同住宅等)」を参照してください(町田市ホームページに掲載あり)。 なお、詳細については土地利用調整課に問い合わせてください。
2	仕様書	10	2	(1)	⑥	運営事業者及びPFI事業者との連携・協力体制の構築	運営事業者からの要望によるプラン変更に伴う工期や費用は別途協議でよろしいでしょうか。	仕様書に規定のとおり、「鶴川エリア給食センターの円滑かつ効果的な施設運営を図るため、運営事業者決定後速やかに、事業者、運営事業者及び市の3者の間で、協力協定を締結する」ことを予定していますが、「運営事業者の要望」による計画変更は想定していません。 運営事業者からの意見を踏まえ、市が計画の変更を必要と判断した場合は、別途協議とします。
3	仕様書	25	2	(3)	③	食器食缶等賃貸借	予備分を配備することとありますが、予備分の調達数は事業者の提案に委ねると理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。給食提供に支障が生じないよう提案してください。
4	添付資料11-1					食を中心とした物資を備蓄する場合	備蓄量はあくまで参考値とし、記載の品目と数量をすべて備蓄する必要はない、と考えてよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 仕様書2(2)⑨1)に記載のとおり、具体的な設備・取組は事業者の提案によります。
5	添付資料13-1					維持管理の業務分担	調理機器の消耗品等の軽微な修繕については、事業者と運営事業者が協議により決定する。とありますので現時点で事業費として見込まず、別途協議でよろしいでしょうか。	仕様書2(3)⑥ 4)及び 5)に規定するとおり、修繕は、市・運営事業者の帰責事由または不可抗力の場合を除き、すべて事業範囲に含まれます。一つひとつの修繕については、添付資料13-1に記載のとおり、事業者と運営事業者との協議により対応を決定致しますが、仕様書の規定を遵守することを前提に、提案価格を算出してください。

(仮称)町田市中学校給食センター(鶴川エリア)リース事業  
 <2022年11月15日再公募のその他に関する質問と市の回答 >

No	資料名	質問箇所				項目	質問内容	市の回答
		頁	章	節	項			
1	その他						<p>本敷地は宅地造成工事規制区域に指定されているため、一定以上の宅地造成には許可が必要となります。</p> <p>公募に際し所轄部署と協議をしたところ、許可対象にならない範囲の造成計画であっても、隣地との高低差によっては規制の対象となる可能性があるとのことでした。</p> <p>仮に許可が必要と判断された場合、全体工期を遵守することは難しいと考えます。</p> <p>つきましては、許可不要となるよう設計者判断の計画を提案しますが、その後許可が必要と判断された場合は、許可を要しない計画に変更可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>募集要項等に規定するリース準備期間(施設整備期間)を確実に遵守できる計画を提案してください。</p> <p>そのうえで、必要が生じた場合に限り、市と事業者が協議を行い対応方法を検討するものとします。</p>
2	その他						<p>前回公募で2022年8月9日及び9月6日に公表した「募集要項等に関する質問と市の回答」「募集要項等に関する意見と市の見解」に基づき、公募期間中に追加質疑を可能としていただきたいです。その場合、2回目の質問・意見受付期間をご教示願います。</p>	<p>再公募であり、前回公募での質問回答も有効なため、質問回答は1回のみとします。</p> <p>参加表明を提出していただく際に、希望する応募者を対象に簡易的な対話を実施します。その際、追加質問をお受けしますので、希望される場合は事前にご連絡ください。なお、当該対話の内容は公表しません。</p>